

令和8年度大学連携事業「Life Design & Gender Lab」

企画運営業務に係る企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予めご留意ください。

1. 委託業務の名称

大学連携事業「Life Design & Gender Lab」企画運営業務
(以下、「業務」という。)

2. 目的

学生などの若い世代にはジェンダー平等の意識が浸透してきているが、社会に出ると、就職・昇進・結婚・出産・育児等のライフステージごとにジェンダーギャップに直面しやすい。

そこで、若い世代が将来に希望を持ち、自らのライフデザインを主体的に描ける力を身につけることを支援するため、大学と連携して、ジェンダー課題の認識を深め、課題解決策を検討する連続授業を実施する。

本事業を通して、学生の「ダイバーシティマインド」「ライフデザイン力」「問題解決力」等を養うとともに、社会で直面するジェンダーギャップに柔軟に対応できる人材及び男女共同参画を推進する人材の育成を図る。

3. 業務内容

別添仕様書のとおり

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託限度額

3, 452, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7. 公募参加資格

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 国内に事業所を置く事業者であること。
- (9) 当該委託業務を遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。

8. スケジュール

- (1) 公募開始：令和8年2月3日（火）
- (2) 説明会：令和8年2月10日（火）※対面実施、出席は任意
- (3) 質問受付：令和8年2月24日（火）17時必着
- (4) 企画提案書等提出期限：令和8年2月27日（金）17時必着
- (5) 一次審査（書類審査）：令和8年3月4日（水）～3月6日（金）
※有効な企画提案書等の提出者が4者を上回った場合に実施する。
- (6) 一次審査結果通知：令和8年3月9日（月）
※一次審査を実施しない場合、二次審査の詳細のみ通知する。
- (7) 二次審査（プレゼンテーション審査）：令和8年3月16日（月）※対面実施
- (8) 優先交渉者の決定及び通知：令和8年3月27日（金）（予定）

9. 説明会

次のとおり、応募を予定している事業者を対象とした説明会を行います。参加を希望される事業者は、事前にお申し込みください。

なお、本説明会への参加は任意とし、審査に影響するものではありません。

- (1) 日 時：令和8年2月10日（火）10：00～
- (2) 場 所：群馬県庁12階南フロア 生活こども部会議室
- (3) 申込方法：令和8年2月9日（月）正午までに、「16. 問い合わせ先」に記載のメールアドレスあて御連絡ください。

10. 質問受付

次のとおり、企画提案書の提出を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法：様式1に質問を記載し、電子メールで提出してください。
- (2) 提出期限：令和8年2月24日（火）17時必着
- (3) 提出先：「16. 問い合わせ先」に記載のとおり ※電話で提出の旨連絡すること

(4) 回 答：質問受付日から原則として、土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。
(事業者名は公表しません。)

1.1. 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式2）
- イ 企画提案書（任意様式）（※注1）
- ウ 費用見積書（任意様式）（※注2）
- エ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。）
- オ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（※注3）
- カ 会社案内等、応募事業者の概要が分かる資料
- キ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式3）
- ク 課税（又は免税）事業者届出書（様式4）

※注1 記載内容は「1.1.(2)」のとおり

※注2 宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

※注3 事業開始後に一度も決算を行っていない場合は提出不要です。

(2) 企画提案書（任意様式）の記載内容

ア. 事業内容

- (ア) 今回の事業に関する基本的な考え方
- (イ) 事業実施体制
- (ウ) プログラムの内容・実施方法
- (エ) 想定スケジュール

※ 仕様書の内容を網羅すること

イ. 主な実績

- (ア) 大学生向けのイベントや講座等に係る実績
- (イ) 自治体等と連携（業務の受託）した実績

ウ. その他

本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば自由に記載すること。

(3) 提出方法等

ア. 提出方法 電子メールにより送信

※提出資料の容量は、1通あたり合計で7MB未満とすること

（7MBを超える場合、複数に分けて送付すること）

イ. 提出期限 令和8年2月27日（金）17時必着

ウ. 提出先 「1.6.問い合わせ先」に記載のとおり ※電話で提出の旨連絡すること

（4）応募書類の取扱い

御提出いただいた提案書類は、返却できませんので御了承願います。

なお、当該書類は、本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。

（5）その他事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することができます。

12. 審査

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行います。一次審査は、群馬県生活こども課男女共同参画室、二次審査は、県が別に設置する選定委員会において行います。

（1）一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を実施し、合計点数上位4者を一次審査通過者とします。

なお、有効な企画提案書等の提出者が4者以下の場合、一次審査は実施しません。

ア. 審査日 令和8年3月4日（水）～3月6日（金）

イ. 評価基準

企画提案については、概ね以下の評価基準に基づいて審査を行います。

（ア）総合評価

- ・具体的な実施方法が示され、提案内容に実現性があるか。
- ・本事業の趣旨や内容を理解し、目的にあった提案となっているか。

（イ）基本評価

- ・事業執行に十分な体制があるか。
- ・本事業と同種・類似業務の実績があるか。
- ・具体的かつ確実性のあるスケジュールが示されているか。
- ・本業務の効果的、効率的な実施を妨げない範囲で、合理的な費用を積算しているか。

（ウ）企画提案内容についての評価

- ・学生がジェンダー課題の認識を深め、課題解決策を学ぶために効果的な内容となっているか。
- ・学生が「ダイバーシティマインド」「ライフデザイン力」「問題解決力」等を養うことができる内容となっているか。
- ・テーマに応じた講師の配置がなされているか。
- ・学生の伴走支援をするために適切なファシリテーター・メンターの配置がなされているか。
- ・一般県民に対する普及啓発に効果的な動画の内容となっているか。
- ・最終発表会及び交流会について、目的を達成できるような工夫がされており、実施方法に独自性があるか。
- ・本事業を通じて学んだことを、今後のライフステージに活かせるような内容になって

いるか。

ウ. 結果通知 令和8年3月9日（月）（予定）

※審査結果は、有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知します。一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細をあわせて通知します。

（2）二次審査（プレゼンテーション審査）

ア. 審査日時 令和8年3月16日（月）午前中

イ. 審査場所 群馬県庁12階南フロア 生活こども部会議室

ウ. 評価基準 一次審査（書類審査）における項目に同じ

エ. 結果通知 令和8年3月27日（金）（予定）

※審査結果は、一次審査通過者に対して個別に通知するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公開します。

13. 契約

（1）前記12において決定された者を業務の委託契約優先交渉者とします。

（2）提案内容は優先交渉者を選定するためのものであり、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、県との交渉の上、決定します。

（3）優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点の者と交渉する場合があります。

（4）委託により作成された成果物に関する全ての権利は、県に帰属します。

（5）本業務の事業者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、事前に書面にて報告することにより、業務の一部を再委託することができます。

（6）委託金の支払いは、原則として、事業報告書の提出を受け、委託金額の確定後に精算払いとなります。なお、必要に応じて受託者の請求により概算払も可能としますが、精算時に残額があった場合は、その分を返還していただきます。

14. 留意事項

（1）本公募に係る一切の費用は、申請者の負担とします。

（2）提出された書類の内容は、修正することができません。

（3）提出された書類は返却しません。

（4）提出された書類は、審査に必要な場合、複製することができます。

（5）提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。

（6）申請者が提出書類等に虚偽の記載を行った場合には、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を解除することができます。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することができます。

（7）提出後に辞退する場合には、速やかに県へ連絡するとともに、辞退届（様式任意）を提出してください。

（8）本業務で収集した個人情報を含むデータは県が保有するものとします。

（9）受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、

契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

- (10) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (11) 本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。

15. その他

本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要がありますので、あらかじめ御了承ください。

16. 問い合わせ先

群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話：027-898-2688

メール：sankakuse@pref.gunma.lg.jp